

京阪電鉄のストライキや気象警報の発令など 非常変災が発生した場合の登校について

1. 台風接近など気象警報に対する措置

大阪市または守口市に、「特別警報」または「暴風警報」が発令された場合、全生徒自宅待機とし以下の措置を取る。

(1) 授業日等

- ① 午前7時までに解除の時、平常通り。
- ② 午前9時までに解除の時、SHR（10：30）、3時限（10：40）より開始。
- ③ 午前11時までに解除の時、SHR（13：05）、5時限（13：15）より開始。
- ④ 午前11時を過ぎても発令中の時、臨時休業。

（授業が午前で終了するときは、午前9時現在で判断）

※授業終了は平常の時刻をめどとし、必要な場合、授業時間の繰り下げや短縮等を行う。

(2) 定期考査

- ① 午前7時までに解除の時、平常通り。
- ② 午前11時までに解除の時、次の時程で実施。

13：05	登校・SHR
13：15～14：05	1時限目の考査科目
14：20～15：10	2時限目の考査科目
15：25～16：15	3時限目の考査科目

- ③ 午前11時を過ぎても発令中の時、臨時休業とし、実施できない考査科目は最終日の翌日に延期。

※登校後に発令されたときは、学校長の指示に従う。

※生徒の居住地域のみに発令された場合、当該生徒は自宅待機とする。警報が解除されても、居住地域・家庭・通学経路等の状況により登校が困難と、生徒または保護者が判断したときは自宅待機を継続する。

2. 非常変災など避難指示・避難勧告に対する措置

本校所在地（大阪市旭区太子橋3丁目1番32号）に、「避難指示」または「避難勧告」が発令された場合、「気象警報に対する措置」と同様の措置を取る。

※生徒の居住地域または通学路のみに発令された場合で、居住地域・家庭・通学経路等の状況により登校が困難と、生徒または保護者が判断したとき、当該生徒は自宅待機とする。

3. 交通機関の運休・遅延等に対する措置

- ① 京阪電鉄の京阪本線が、非常変災等により運転を取り止め、交通が遮断された時は、「気象警報に対する措置」と同様の措置を取る。
- ② 通学経路の交通機関が、事故等により運転見合わせとなり、登校が困難と、生徒または保護者が判断したとき、当該生徒は自宅等で待機する。
- ③ 列車等の遅れが発生している場合、運行状況、生徒の登校状況、教職員の出勤状況等を確認のうえ、必要な場合は授業（考査）時間の短縮や繰り下げ等を行う。

4. 公共交通機関のストライキに対する措置

京阪電鉄が「ストライキ」を行っている場合、全生徒自宅待機とし、「気象警報に対する措置」と同様の措置を取る。